

最高裁総三第000108号

(訟ろー01)

平成23年7月21日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 戸 倉 三 郎

最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴

書記官事務等の査察の実施等について（通達）

平成23年度の標記の査察を昭和61年6月30日付け最高裁総三第15号事務総長通達「書記官事務等の査察について」の定めるところにより実施してください。

また、同通達別紙の4の査察事項を下記のとおり指定しましたので、これによってください。

記

- 1 書記官事務、速記官事務及び訟廷事務についての査察事項
事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項
- 2 書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務についての査察事項
 - (1) 保管金等の取扱いに関する事項
 - (2) 押収物等の取扱いに関する事項
 - (3) 委託した業務の取扱いに関する事項
 - (4) 各種委員の手当及び旅費に関する事項

名高裁民第000372号

(訟ろー01)

平成23年7月29日

金 沢 支 部 長 殿

管内地方裁判所長 殿

管内家庭裁判所長 殿

名古屋高等裁判所長官 房 村 精 一

書記官事務等の査察について（通知）

平成23年度の書記官事務，速記官事務及び訟廷事務並びにこれらに関連する会計事務の査察を下記のとおり実施します。

記

1 日程，査察実施対象庁及び担当者

(1) 民事及び家事関係

別紙第1記載のとおり

(2) 刑事及び少年関係

別紙第2記載のとおり

(3) 会計関係

別紙第3記載のとおり

2 重点査察事項

(1) 書記官事務，速記官事務及び訟廷事務

(民事・刑事・家事・少年)

ア 事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項

(民事・刑事)

イ 速記官事務に関する事項（名古屋地方裁判所及び津地方裁判所のみ）

（民事・家事）

ウ 事件に関する基本的書記官事務としての事件処理状況の管理及び事務処理
改善に関する事項

（刑事・少年）

エ 事件に関する記録その他の書類の作成，整理及び保管に関する事項

オ 事件に関する帳簿諸票の整備に関する事項

カ 押収物等の取扱いに関する事項

（家事）

キ 後見関係事件及び財産管理事件の監督に関する事項

（2）書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務

ア 保管金等の取扱いに関する事項

イ 押収物等の取扱いに関する事項

ウ 委託した業務の取扱いに関する事項

エ 各種委員の手当及び旅費に関する事項

平成23年度 書記官事務等査察日程等一覧表

名古屋高等裁判所民事部

被 査 察 庁	実 施 時 期	査 察 実 施 者	備 考
富山地裁 (民事)	9月28日 (水) 9月30日 (金)	午後 代理者 次席書記官 江口 和 明	
		午前 補助者 訟廷管理官 藤田 一 治	
		午後 同 主任書記官 鈴木 孝 明	
富山家裁 (家事)	9月29日 (木)	午前 同 同 大西 明 夫	
		午後 同 書記官 川上 恵 子	
		同 事件・記録係長 平 鍋 ふ み	民事のみ(9/28午後)
		同 書記官 谷 口 彰	家事のみ(9/29)
		同 同 関 光 子	民事のみ(9/30)
金沢家裁 (家事)	10月 5日 (水) 10月 6日 (木)	午後 代理者 次席書記官 江口 和 明	
		午前 補助者 訟廷管理官 藤田 一 治	
金沢支部 (民事)	10月 6日 (木)	午後 同 主任書記官 鈴木 村 稔	
金沢地裁 (民事)	10月 7日 (金)	午前 同 同 大西 明 夫	
		午後 同 事件係長 田中 隆 康	民事のみ(10/6午後-10/7)
		同 書記官 伊藤 忠 弘	
		同 同 関 光 子	家事のみ(10/5午後-10/6午前)
		同 同 谷 口 彰	民事のみ(10/7)
名古屋家裁 (家事)	10月17日 (月)	午前 担当者 首席書記官 立川 忠	
		午後 補助者 次席書記官 江口 和 明	
		同 訟廷管理官 藤田 一 治	
		同 主任書記官 鈴木 孝 明	
		同 同 池上 浩 美	
		同 同 朱宮 陽 一	
		同 同 鈴木 村 稔	
		同 同 大西 明 夫	
名古屋地裁 (民事)	10月24日 (月) 10月25日 (火)	午前 担当者 首席書記官 立川 忠	
		午後 補助者 次席書記官 江口 和 明	
		午前 同 訟廷管理官 藤田 一 治	
		午後 同 主任書記官 鈴木 孝 明	
		同 同 池上 浩 美	
		同 同 朱宮 陽 一	
		同 同 鈴木 村 稔	
		同 事件・記録係長 平 鍋 ふ み	民事立会のみ(10/24)
福井家裁 (家事)	11月 7日 (月)	午前 担当者 首席書記官 立川 忠	
		午後 補助者 次席書記官 藤田 一 治	
福井地裁 (民事)	11月 8日 (火)	午前 同 主任書記官 池上 浩 美	
		午後 同 同 大西 明 夫	
		同 書記官 加藤 正 也	
		同 同 関 光 子	家事のみ(11/7)
		同 同 谷 口 彰	民事のみ(11/8)
津家裁 (家事)	12月 1日 (木)	午前 担当者 首席書記官 立川 忠	
津地裁 (民事)	12月 2日 (金)	午後 補助者 訟廷管理官 藤田 一 治	
		午前 同 主任書記官 朱宮 陽 一	
		午後 同 記録係長 西岳 秀 樹	
		同 書記官 富田 覚	
		同 同 井畑 弥 雄	
岐阜家裁 (家事)	12月12日 (月)	同 速記管理官 高橋 七 奈	速記官事務(12/1)
岐阜地裁 (民事)	12月13日 (火)	午前 代理者 次席書記官 江口 和 明	
		午後 補助者 訟廷管理官 藤田 一 治	
		午前 同 主任書記官 池上 浩 美	
		午後 同 書記官 中家 直 樹	
		同 同 持田 敏 和	
		同 同 川 後 誠	

(別紙第2)

平成23年度 書記官事務等査察日程等一覧表

名古屋高等裁判所刑事部

被 査 察 庁	実 施 時 期		査 察 実 施 者	備 考
富山地裁 (刑事)	9月29日 (木)	午前	担当者 首席書記官 小 川 達 夫	
		午後	補助者 訟廷管理官 檜 原 明	
			同 主任書記官 後 藤 照 幸	
富山家裁 (少年)	9月30日 (金)	午前	同 訟廷事件係長 長 瀬 憲 彦	29日のみ
		午後	同 書記官 赤 地 知 子	(金沢支部所属) 29, 30日
金沢支部 (刑事)	10月 5日 (水)	午後	代理者 次席書記官 谷 口 弘	
金沢地裁 (刑事)	10月 6日 (木)	午前	補助者 訟廷管理官 檜 原 明	
		午後	同 支部管理官 穴 田 収	(金沢支部所属) 6, 7日のみ
金沢家裁 (少年)	10月 7日 (金)	午前	同 主任書記官 後 藤 照 幸	
		午後	同 訟廷事件係長 長 瀬 憲 彦	5, 6日のみ
			同 書記官 金 地 啓 之	5, 6日のみ
名古屋家裁 (少年)	10月17日 (月)	午前	担当者 首席書記官 小 川 達 夫	
		午後	代理者 次席書記官 谷 口 弘	
			補助者 訟廷管理官 檜 原 明	
			同 主任書記官 高 野 淨	
			同 同 後 藤 照 幸	
			同 書記官 金 地 啓 之	
			同 同 鈴 木 広 宣	
			同 事務官 鳥 井 幸 治	
名古屋地裁 (刑事)	10月24日 (月)	午前	担当者 首席書記官 小 川 達 夫	
		午後	代理者 次席書記官 谷 口 弘	
	10月25日 (火)	午前	補助者 訟廷管理官 檜 原 明	
		午後	同 速記管理官 高 橋 七 奈	24日のみ(速記官事務)
			同 主任書記官 高 野 淨	
			同 同 後 藤 照 幸	
			同 訟廷事件係長 長 瀬 憲 彦	
			同 書記官 甲斐田 俊 介	24日のみ
			同 同 早 川 章	25日のみ
福井地裁 (刑事)	11月 7日 (月)	午前	担当者 首席書記官 小 川 達 夫	
		午後	補助者 訟廷管理官 檜 原 明	
			同 主任書記官 高 野 淨	
福井家裁 (少年)	11月 8日 (火)	午前	同 訟廷事件係長 長 瀬 憲 彦	7日のみ
		午後	同 書記官 早 川 章	7, 8日
			同 同 赤 地 知 子	(金沢支部所属) 7, 8日
津地裁 (刑事)	12月 1日 (木)	午前	代理者 次席書記官 谷 口 弘	
		午後	補助者 訟廷管理官 檜 原 明	
			同 速記管理官 高 橋 七 奈	1日のみ(速記官事務)
津家裁 (少年)	12月 2日 (金)	午前	同 主任書記官 高 野 淨	
		午後	同 書記官 鈴 木 広 宣	1日のみ
			同 事務官 鳥 井 幸 治	1日のみ
岐阜地裁 (刑事)	12月12日 (月)	午前	代理者 次席書記官 谷 口 弘	
		午後	補助者 訟廷管理官 檜 原 明	
岐阜家裁 (少年)	12月13日 (火)	午前	同 主任書記官 高 野 淨	
		午後	同 書記官 甲斐田 俊 介	12日のみ
			同 事務官 鳥 井 幸 治	12日のみ

(別紙第3)

平成23年度 会計監査・書記官事務等査察に関連する会計事務の査察日程一覧表

名古屋高等裁判所事務局会計課

被監査・査察庁	実施時期	監査実施者・査察事務担当者			備考
富山地裁 富山家裁	9月29日(木) 30日(金)	主任監査員等	企画官	飯田雄平	
		補助者	課長補佐	飯村浩二	
		補助者	経理係長	金田康宏	
		補助者	管理係長	丹羽賢一	
		補助者	主任事務官(営繕)	小酒真一	
		補助者	主任事務官(管理)	堀晶久	
		補助者	主任事務官(用度)	久保田三夫	
金沢支部	10月6日(木)	主任監査員等	課長	寺尾英明	書記官事務等査察に関連する会計事務の査察のみ実施
		補助者	専門官	岡山豪材	
金沢地裁	10月6日(木)	補助者	管理係長	丹羽賢一	
		補助者	主任事務官(経理)	馬場隆行	
金沢家裁	10月7日(金)	補助者	主任事務官(用度)	正來尚志	
		補助者	主任事務官(管理)	堀晶久	
名古屋家裁	10月17日(月)	主任監査員等	課長	寺尾英明	
		補助者	企画官	飯田雄平	
		補助者	課長補佐	飯村浩二	
		補助者	経理係長	金田康宏	
		補助者	用度・保管物係長	秋山敦	
		補助者	管理係長	丹羽賢一	
		補助者	営繕係長	中島秀敏	
		補助者	主任事務官(用度)	阪口猛	
		補助者	主任事務官(管理)	堀晶久	
名古屋地裁	10月24日(月) 25日(火)	主任監査員等	課長	寺尾英明	
		補助者	企画官	飯田雄平	
		補助者	課長補佐	永井年典	
		補助者	専門官	岡山豪材	
		補助者	経理係長	金田康宏	
		補助者	用度・保管物係長	秋山敦	
		補助者	管理係長	丹羽賢一	
		補助者	営繕係長	中島秀敏	
		補助者	主任事務官(営繕)	今井直樹	
		補助者	主任事務官(用度)	正來尚志	
		補助者	主任事務官(経理)	富田恵子	
		補助者	事務官(管理)	和田井慎吾	
福井地裁 福井家裁	11月7日(月) 8日(火)	主任監査員等	企画官	飯田雄平	
		補助者	課長補佐	永井年典	
		補助者	用度・保管物係長	秋山敦	
		補助者	管理係長	丹羽賢一	
		補助者	主任事務官(経理)	馬場隆行	
		補助者	主任事務官(営繕)	山崎学	
		補助者	事務官(管理)	和田井慎吾	
津地裁 津家裁	12月1日(木) 2日(金)	査察事務担当者	課長	飯田雄平	書記官事務等査察に関連する会計事務の査察のみ実施
		補助者	経理係長	金田康宏	
		補助者	用度・保管物係長	秋山敦	
		補助者	管理係長	丹羽賢一	
		補助者	事務官(管理)	和田井慎吾	
岐阜地裁 岐阜家裁	12月12日(月) 13日(火)	主任監査員等	課長	寺尾英明	
		補助者	専門官	岡山豪材	
		補助者	管理係長	丹羽賢一	
		補助者	主任事務官(用度)	阪口猛	
		補助者	主任事務官(管理)	堀晶久	
		補助者	主任事務官(経理)	富田恵子	
		補助者	事務官(営繕)	市橋辰夫	

名高裁民第000434号

(訟ろー01)

平成23年9月21日

金沢支部長 殿

管内地方裁判所長 殿

管内家庭裁判所長 殿

名古屋高等裁判所長官 房村 精一

平成23年度書記官事務等の査察の実施者及び会計事務の査
察実施日の変更について（通知）

7月29日付け名高裁民第000372号をもって通知した査察実施者及び会計事務査
察実施日を下記のとおり変更します。

記

1 査察実施者

変 更 前		変 更 後		備 考
民事部書記官	川上 恵子	民事部主任書記官	鈴木 稔	
刑事部首席書記官	小川 達夫	刑事部次席書記官	谷口 弘	福井のみ
刑事部次席書記官	谷口 弘	刑事部首席書記官	小川 達夫	12月2日(金) 及び13日(火) のみ
刑事部主任書記官	後藤 照幸	刑事部主任書記官	高野 淨	富山及び金沢 のみ
会計課経理係長	金田 康宏	会計課経理係長	倉知 康修	
会計課主任事務官	正來 尚志	会計課事務官	中村 成宏	
会計課事務官	和田井慎吾	会計課主任事務官	堀 晶久	

2 会計事務査察実施日

(1) 名古屋地方裁判所

変 更 前	変 更 後
10 月 24 日 (月) 及び 25 日 (火)	12 月 12 日 (月) 及び 13 日 (火)

(2) 岐阜地方裁判所及び岐阜家庭裁判所

変 更 前	変 更 後
12 月 12 日 (月) 及び 13 日 (火)	10 月 20 日 (木) 及び 21 日 (金)

名高裁民第000476号

(訟ろー01)

平成23年11月2日

管内地方裁判所長 殿 (津, 岐阜, 福井)

管内家庭裁判所長 殿 (津, 岐阜, 福井)

名古屋高等裁判所長官 房 村 精 一

平成23年度書記官事務等査察の実施者の変更について

(通知)

7月29日付け名高裁民第000372号をもって通知した査察実施者を下記のとおり
変更します。

記

津, 岐阜及び福井につき,

変 更 前		変 更 後	
刑事部主任書記官	高 野 淨	刑事部主任書記官	後 藤 照 幸

名高裁民第000509号

(訟ろ－01)

平成23年11月28日

岐阜地方裁判所長 殿

岐阜家庭裁判所長 殿

名古屋高等裁判所長官 房 村 精 一

平成23年度書記官事務等査察の実施者の変更について

(通知)

7月29日付け名高裁民第000372号をもって通知した査察実施者を下記のとおり
変更します。

記

岐阜につき、

変 更 前		変 更 後	
民事部次席書記官	江 口 和 明	民事部首席書記官	立 川 忠

平成23年度書記官事務査察の結果報告

庁名			① 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びに是正又は改善を要する事務の態様、原因	② 指導、指示又は注意をした内容及び対策	③ 問題点及び原因の究明をもとに今後取り組むべきと考える組織的な課題
名古屋高裁 民事	事件記録等及び帳簿諸票の 保存及び廃棄に関する事項 24.3.28 H23 書記官事務査察 結果報告	高裁	①帳簿が作成されているにもかかわらず、帳簿諸票備付経過簿に記載がされていないものがあつた。原因としては、部と訟廷との連携不足が挙げられる。(本庁) ②終局後、原審へ確定記録を返還するまでに2か月を要しているものがあつた。部から訟廷への引継ぎは速やかに行われており、原因は、訟廷の査閲に時間を要していることにある。(本庁) ③帳簿諸票備付け経過簿について、合てつ記載の不備や鉛筆書きが散見された。原因は、担当者の理解不足にある。(金沢支部)	①帳簿の記載漏れは、直ちに是正するように指導した。また、訟廷管理官に対し、定期的に経過簿の記載を確認するように指示した。 ②訟廷管理官に対し、早期の査閲が書記官事務の効果的な指導のために欠かせないことから、部から引き継がれたらすぐに査閲に着手できる事務処理態勢をとるように指導した。その他の対策としては、査閲の順を柔軟にして(管理官、次席、首席の順にこだわらない。)、査閲が停滞しないようにした。また、終局前の決定に対する抗告記録や事後処理を要する記録については、優先的に処理することとした。 ③担当者に対し、誤った取扱いについて指摘し、事務処理の根拠と適切な方法を説明し、指導した。	①、②査察後は是正されたが、今後も、訟廷管理官には、業務管理を的確に行わせていく。 ③こしばらくは、帳簿諸票等の保存・廃棄事務などの書記官として必要な基本的知識付与等についての方策をとっていなかった。今回の査察を契機に、これらの基本的事務について、内容、目的を再確認し、通達等の根拠に根ざした事務処理を励行させる。
		地家裁	①平成23年2月以降に記録係に引き継いだ確定記録が、原本未分離のまま、記録庫内に滞留していた。原因は、記録係の人的態勢にある。(名古屋地) ②記録の保存までの期間が完結から長期に及んでいた。原因は、主任書記官の業務量の増加により着手が遅れたこと(名古屋家)や担当書記官の意識の低さ(福井地)にある。 ③通達「コンピュータを利用した事務処理の運用について」に基づく保存が付されていない帳簿が、複数、複数年度分あつた。原因は、事務処理に関する通達等の理解不足にある。(名古屋地、名古屋家、金沢地、金沢家、富山地、富山家)	①応援態勢を組むなどして、集中的に原本分離作業を行うように指示したところ、昨年(平成24年)の12月に作業を終了させた旨の報告を受けた。(名古屋地)今後も、原本分離の作業が滞留しないようにする対策を検討するよう指示した。 ②不適切な事務処理の早期発見や主任書記官による効果的な指導を行うためには、確定記録の査閲は早期に行う必要があることから、主任書記官へは遅くとも1か月以内に引き継ぐこと、主任書記官は、引き継がれたら、直ちに査閲を行うよう指導した。 ③各庁において、誤った事務処理の指摘と、正しい事務処理の方法及び根拠を説明するとともに、自庁通達等が不備な庁(金沢地家、富山地家)においては改正するよう指導した。	①、②記録の保存事務の遅れを防止するためには、知識や意識の低さを是正することが必要であるが、人的態勢を含む事務処理態勢の構築が重要である。高裁としても、査察等において各庁の事務処理態勢を把握し、効率的な取組例(岐阜地裁においては、廃棄事務を民事部全体で行っているなど)を還元するなどして、指導していきたい。 ③こしばらくは、帳簿諸票等の保存・廃棄事務などの書記官として必要な基本的知識付与等についての方策をとっていなかった。今回の査察を契機に、これらの基本的事務について、内容、目的を再確認し、通達等の根拠に根ざした事務処理を励行させるとともに、職務知識の付与や事務手順の改善等を研修で取り上げることとした。

庁名			① 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢 についての問題点並びに是正又は改善を要する 事務の態様, 原因	② 指導, 指示又は注意をした内容及び対策	③ 問題点及び原因の究明をもとに今後 取り組むべきと考える組織的な課題
その他の事項		高裁	特になし		今回は, 特に問題点はなかったが, 本 庁の民事4か部でそれぞれに工夫し た運用があり, 相互査察を通じて, ひ ら書記官にも事務の見直しや改善の 意識を持たせることができた。今後も, 本庁による支部の査察及び結果の還 元のほか, 本庁の相互査察を継続し ていく。
		地家裁	①事件記録出納簿について, 事件記録の返還 予定日を大幅に過ぎて, 記録の所在確認な ど必要な処理をしていない。あるいは, 返還予 定日の記載がない。原因は, 貸し出した事件記 録が期限どおりに返還されないことが常態化し てしまっていて, 記録保管者としての意識が不 足していることにある。(各庁) ②受け付けた書類に受付印が押されていな かったり, 不備な書類があると, 安易に差替えを 行わせたりするほか, 不相当な決定書を作成す るなどの事例が散見された。原因は, 職務知識 の不足のほか, 再度の確認を怠っていること にある。(各庁)	①記録の保管事務の重要性を改めて説明し て, 事件記録の返還期限を過ぎた場合には, 記録の所在や新たな返還予定日等を確認し, その旨を備考欄に記入するよう指導した。 ②不相当な事務処理については, 査察時に 個々の担当書記官に対し, 根拠と適正な処理 を説明したほか, 主任書記官に対しては, 個々 の担当書記官の傾向に応じて指導を行うよう指 示した。	①, ②基本的な事務処理に関する知 識の不足や根拠にあたる姿勢が不足 しているように見受けられた。上訴記 録から不相当な事例があれば各庁に 指摘・指導していくほか, 査察や事務 調査の機会を利用するなどして, 管内 各庁の書記官事務における問題点等 を把握し, 各庁の実情に応じた指導を 行っていく。また, ブロック研修におい ては基礎的知識の付与についてもさら に重視していきたい。

庁名			① 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びに是正又は改善を要する事務の態様、原因	② 指導、指示又は注意をした内容及び対策	③ 問題点及び原因の究明をもとに今後取り組むべきと考える組織的な課題
名古屋高裁 刑事部	事件記録等及び帳簿諸票の 保存及び廃棄に関する事項	高裁	金沢支部の帳簿諸票の事務処理において、①保存のための引継ぎが適正でないもの、②保存に付す際の処理が適正に行われていないもの、③経過簿の記載が適正でないものが認められた。 <原因> 事務処理に関する通達等の理解不足、通達等に当たらずに事務処理を行ってきたことが原因と認められる。	誤った取扱について指摘し、事務処理の根拠と適切な方法を説明し指導した。	通達等の内容を含めた確認や業務に関する分析と整理が十分に行われておらず、本庁からの点検、指導も不足していたことが反省される。今回の査察を契機に、この事務及びその他の書記官事務について、内容、事務の目的を確認し、通達等根拠に根ざした事務処理を励行させるとともに、事務の手順などの改善の試みを順次開始することとした。
		地家裁	①帳簿の備付けの不備(備え付けられていない帳簿がある(金沢地裁)、年度当初帳簿が年度途中で備え付けられている(金沢地裁、名古屋家裁、岐阜家裁))。 ②許された範囲を超えて帳簿が合てつされている(金沢地裁、名古屋家裁、富山家裁)。 ③帳簿の作成日付の経過簿上の記載の漏れ(名古屋家裁、津家裁、富山家裁) ④経過簿の斜線処理の不適切(金沢地裁、名古屋家裁津家裁、岐阜家裁、富山家裁) ⑤ i 帳簿の引継ぎの遅延等(岐阜家裁、金沢家裁、富山家裁/金沢、富山各家裁は、事務処理にシステムを使用した場合の年度終了後の記載事件帳簿の備付けが適切でない) ii 帳簿の引継ぎ時期、保存の始期終期の誤り(金沢地裁、名古屋家裁、津家裁、岐阜家裁) ⑥ i 帳簿が合てつされている場合の経過簿の記載の誤り(金沢地裁、富山家裁) ii 諸票の経過簿登載年度の誤り(津家裁、岐阜家裁) <原因> 事務処理に関する通達等の理解不足、通達等に当たらずに事務処理を行ったことが原因と認められる。なお、自庁通達が最高裁の通達等に沿った適正なものでなかったことから、帳簿諸票の備付け等において誤った取扱を招いた庁(金沢地裁、富山家裁)がある。	各庁において、誤った事務処理の指摘と、正しい事務処理の方法及び根拠について説明を行い、是正するよう指導した。 自庁通達等が不備な庁においては、改正するよう指導した。 是正に関し、担当者の知識が著しいと認められる庁に対しては、高裁から講師を派遣し、管内の担当者を含めた帳簿諸票に関する事務の取扱に関する説明会を実施させた。	事務処理に関する知識不足が生じるについては、各種書記官事務の基礎となる帳簿諸票関係事務等の事務についての重要性の認識を顧み、これら事務に関する知識についての付与等についての方策を、こしばらく執ってこなかったことなどが、反省される。 今回の査察を契機に、これらの基本的な事務について、内容、事務の目的を確認し、通達等根拠に根ざした事務処理を励行させるとともに、事務の手順などの改善の試みと知識付与のための研修等を順次開始することとした。

氏名			る事務 様, 原因		後取り組むべきことと考える組織的な課題
その他の事項		高裁	特になし	当庁における円滑適正な事務処理の実現に向けて、次の工夫を行っている。 ・当庁刑事部は、全2箇所であることから、本年度から、相互に他の部の査閲を行い、問題箇所等の点検を行うこととした。 ・控訴審における書記官事務を初めて行う者や支部書記官が参考とし得る資料としてセルフチェックシートを作成させている。また、同シートの作成やメンテナンスのための打合せを実施し、その機会を用いて経験の浅い書記官をトレーニングしている。	民事に比べ刑事書記官事務の経験者が多くない傾向にある上、控訴審の書記官事務が初めての書記官がほとんどであることから、これらの書記官において弛まなく正確な事務を行わせる工夫が必要であると考えられ、左記の欄のような工夫を実行していきたいと考えている。
		地家裁	①事件記録を点検した結果、特定の書記官において誤記が少なからず見受けられた(岐阜地裁) <原因> 当該書記官の知識不足や点検等の実践の不足が認められる。 ②押収物総目録の記載において特定が十分ではないもの、保管票の処分要旨、処分結果の記載漏れが散見された外、首席書記官による押収物の点検が実施されていなかった(金沢地裁)。 <原因> 押収物に関する事務についての押収物主任官等の知識不足と首席書記官の監督の不十分が認められる。	①主任書記官による点検の励行とともに、書記官のミスの原因を綿密に分析し、その結果に基づいた具体的指導の励行、更に上位の管理職のそれぞれの役割を適切に認識した上での計画的指導を行うよう指導した。 ②問題のある処理においては、査察時に根拠と適切な処理について説明した上で、是正と首席書記官による点検と押収物主任官への指導の励行を指導した。また、押収物主任官と首席書記官等、押収物主任官の補助をする者を対象として、高裁から講師を派遣して、事務処理について説明を行った。	① ア)書記官に対する指導に当たっての主任書記官が行うべき指導と、イ)その主任書記官の指導方法に関する首席書記官等からの指導、ウ)首席書記官等における当該書記官への指導がそれぞれ適切かつ計画的に行われることが重要であるところ、各自の役割に関する理解と分担の調整の不足、計画性の不足が認められる。このような状況の改善について、管内裁判所について改善すべく、首席書記官との事務打合せ等を通じて指導等を進めていくこととしたい。 ② 基本的な事務処理に関する知識の不足や事務処理の際に通達等を確認する習慣等の不足が認められるが、この点に関しては、他庁においても同様ではないかとの懸念がされる。今後は、査察等の機会を通じて、基本的知識の習得の有無、根拠通達等確認の励行の状況について点検するとともに、ブロック研修においては、基礎的知識の付与について更に重きを置くように進めていきたい。

最高裁総三第000228号

(訟ろー01)

平成24年7月26日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 戸 倉 三 郎

最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴

書記官事務等の査察の実施等について（通達）

平成24年度の標記の査察を昭和61年6月30日付け最高裁総三第15号事務総長通達「書記官事務等の査察について」の定めるところにより実施してください。

また、同通達別紙の4の査察事項を下記のとおり指定しましたので、これによってください。

記

- 1 書記官事務、速記官事務及び訟廷事務についての査察事項
 - (1) 事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項
 - (2) 事件記録等及び帳簿諸票の保管に関する事項
- 2 書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務についての査察事項
 - (1) 保管金等の取扱いに関する事項
 - (2) 押収物等の取扱いに関する事項
 - (3) 裁判事務用器具の管理に関する事項
 - (4) 委託した業務の取扱いに関する事項

名高裁刑第000227号

(訟ろー01)

平成24年8月2日

金 沢 支 部 長 殿

管内地方裁判所長 殿

管内家庭裁判所長 殿

名古屋高等裁判所長官 山 崎 敏 充

書記官事務等の査察について（通知）

平成24年度の書記官事務，速記官事務及び訟廷事務並びにこれらに関連する会計事務の査察を下記のとおり実施します。

記

1 日程，査察実施対象庁及び担当者

(1) 民事及び家事関係

別紙第1記載のとおり

(2) 刑事及び少年関係

別紙第2記載のとおり

(3) 会計関係

別紙第3記載のとおり

2 重点査察事項

(1) 書記官事務，速記官事務及び訟廷事務

(民事・刑事・家事・少年)

ア 事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項

イ 事件記録等及び帳簿諸票の保管に関する事項

(民事・刑事)

ウ 速記官事務に関する事項（名古屋地方裁判所及び津地方裁判所のみ）

(民事・家事)

エ 事件に関する基本的な書記官事務の処理状況及び事務処理改善に関する事項

(刑事・少年)

オ 事件に関する記録その他の書類の作成に関する事項

カ 手続の適正確保及び進行管理事務に関する事項

キ 押収物等の取扱いに関する事項

(家事)

ク 後見関係事件及び財産管理事件の監督に関する事項

(2) 書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務

ア 保管金等の取扱いに関する事項

イ 押収物等の取扱いに関する事項

ウ 委託した業務の取扱いに関する事項

エ 各種委員の手当及び旅費に関する事項

平成24年度 書記官事務等査察日程等一覧表

名古屋高等裁判所民事部

被 査 察 庁	実 施 時 期	査 察 実 施 者	備 考
名古屋地裁 (民事)	9月4日(火)	午前 担当者 首席書記官 中 川 高 志	
		午後 補助者 次席書記官 荻 野 紀 生	
	9月5日(水)	午前 同 訟廷管理官 藤 田 一 治	
		午後 同 主任書記官 鈴 木 孝 明	
		同 同 伊 藤 一 孝	
		同 同 鈴 村 稔	
		同 書記官 中 島 洋 右	
		同 事件・記録係長 宮 崎 孝 志	民事立会のみ
		同 速記管理官 高 橋 七 奈	速記官事務(9/4)
金沢家裁(家事)	9月26日(水)	午後 担当者 首席書記官 中 川 高 志	
	9月27日(木)	午前 補助者 訟廷管理官 藤 田 一 治	
金沢支部(民事)	9月27日(木)	午後 同 主任書記官 杉 野 将 浩	
金沢地裁(民事)	9月28日(金)	午前 同 同 鈴 村 稔	
		午後 同 同 大 西 明 夫	
		同 書記官 岡 部 吉 信	
		同 同 谷 口 彰	家事のみ
		同 同 関 光 子	民事のみ
富山地裁(民事)	10月22日(月)	午後 代理者 次席書記官 荻 野 紀 生	
	10月24日(水)	午前 補助者 訟廷管理官 藤 田 一 治	
		午後 同 主任書記官 伊 藤 一 孝	
富山家裁(家事)	10月23日(火)	午前 同 同 大 西 明 夫	
		午後 同 書記官 井 畑 弥 雄	
		同 同 関 光 子	民事(1日目午後)のみ
		同 同 谷 口 彰	家事のみ
		同 事件・記録係長 宮 崎 孝 志	民事(3日目)のみ
福井家裁(家事)	11月6日(火)	午前 担当者 首席書記官 中 川 高 志	
福井地裁(民事)	11月7日(水)	午後 補助者 主任書記官 鈴 木 孝 明	
		午前 同 同 杉 野 将 浩	
		午後 同 同 大 西 明 夫	
		同 書記官 眞 壽 田 聡	
		同 同 関 光 子	家事のみ
岐阜家裁(家事)	11月21日(水)	同 事件・記録係長 宮 崎 孝 志	民事のみ
		午前 代理者 次席書記官 荻 野 紀 生	
		午後 補助者 主任書記官 鈴 木 孝 明	
岐阜地裁(民事)	11月22日(木)	午前 同 主任書記官 鈴 村 稔	
		午後 同 記録係長 西 岳 秀 樹	
		同 書記官 伊 藤 忠 弘	
		同 同 加 藤 正 也	
名古屋家裁 (家事)	11月29日(木)	午前 担当者 首席書記官 中 川 高 志	
		午後 補助者 次席書記官 荻 野 紀 生	
		同 訟廷管理官 藤 田 一 治	
		同 主任書記官 杉 野 将 浩	
		同 同 伊 藤 一 孝	
		同 同 鈴 村 稔	
		同 同 大 西 明 夫	
津家裁(家事)	12月12日(水)	午前 担当者 首席書記官 中 川 高 志	
		午後 補助者 主任書記官 鈴 木 孝 明	
津地裁(民事)	12月13日(木)	午前 同 同 杉 野 将 浩	
		午後 同 同 伊 藤 一 孝	
		同 事件係長 田 中 隆 康	
		同 書記官 富 田 覚	
		同 速記管理官 高 橋 七 奈	速記官事務(12/12)

(別紙第2)

平成24年度 書記官事務等査察日程等一覧表

名古屋高等裁判所刑事部

被 査 察 庁	実 施 時 期		査 察 実 施 者	備 考
名古屋地裁 (刑事)	9月 4日 (火)	午前	担当者 首席書記官 川 口 真 吾	
		午後	代理者 次席書記官 豊 島 幸 継	
	9月 5日 (水)	午前	補助者 訟廷管理官 檜 原 明	
		午後	同 速記管理官 高 橋 七 奈	4日のみ(速記官事務)
		同	同 主任書記官 高 野 淨	
		同	同 同 後 藤 照 幸	
		同	同 訟廷事件係長 長 瀬 憲 彦	
		同	同 書記官 甲斐田 俊 介	4日のみ
		同	同 同 牧 田 剛	5日のみ
金沢支部 (刑事)	9月26日 (水)	午後	担当者 首席書記官 川 口 真 吾	
金沢地裁 (刑事)	9月27日 (木)	午前	補助者 訟廷管理官 檜 原 明	
午後		同 支部管理官 穴 田 収	(金沢支部所属)27, 28日	
金沢家裁 (少年)	9月28日 (金)	午前	同 主任書記官 高 野 淨	
		午後	同 書記官 山 本 幸 宏	
		同	同 事務官 安 田 一 貴	26, 27日のみ
富山地裁 (刑事)	10月23日 (火)	午前	代理者 次席書記官 豊 島 幸 継	
午後		補助者 訟廷管理官 檜 原 明		
富山家裁 (少年)	10月24日 (水)	午前	同 主任書記官 後 藤 照 幸	
		午後	同 書記官 牧 田 剛	
		同	同 同 赤 地 知 子	(金沢支部所属)23, 24日
		同	同 事務官 安 田 一 貴	23日のみ
福井地裁 (刑事)	11月 6日 (火)	午前	代理者 次席書記官 豊 島 幸 継	
午後		補助者 訟廷管理官 檜 原 明		
福井地裁 (刑事)	11月 7日 (水)	午前	同 主任書記官 後 藤 照 幸	
福井家裁 (少年)		午後	同 訟廷事件係長 長 瀬 憲 彦	6日のみ
		同	同 書記官 赤 地 知 子	(金沢支部所属)6, 7日
岐阜地裁 (刑事)	11月21日 (水)	午前	担当者 首席書記官 川 口 真 吾	
午後		補助者 訟廷管理官 檜 原 明		
岐阜家裁 (少年)	11月22日 (木)	午前	同 主任書記官 後 藤 照 幸	
		午後	同 訟廷事件係長 長 瀬 憲 彦	21日のみ
		同	同 書記官 早 川 章	
名古屋家裁 (少年)	11月29日 (木)	午前	担当者 首席書記官 川 口 真 吾	
		午後	代理者 次席書記官 豊 島 幸 継	
		補助者 訟廷管理官 檜 原 明		
		同 主任書記官 高 野 淨		
		同 同 後 藤 照 幸		
		同 書記官 早 川 章		
		同 同 山 本 幸 宏		
		同 事務官 安 田 一 貴		
津地裁 (刑事)	12月12日 (水)	午前	担当者 首席書記官 川 口 真 吾	12日のみ
午後		代理者 次席書記官 豊 島 幸 継	13日のみ	
津家裁 (少年)	12月13日 (木)	午前	補助者 訟廷管理官 檜 原 明	
		午後	同 速記管理官 高 橋 七 奈	12日のみ(速記官事務)
		同	同 主任書記官 高 野 淨	
		同	同 訟廷事件係長 長 瀬 憲 彦	12日のみ
		同	同 書記官 甲斐田 俊 介	

(別紙第3)

平成24年度 会計監査・書記官事務等査察に関連する会計事務の査察日程一覧表

名古屋高等裁判所事務局会計課

被監査・査察庁	実施時期	監査実施者・査察事務担当者	備考
名古屋地裁	9月 4日(火) 5日(水)	主任監査員等 会計課長 寺 尾 英 明 補助者 企画官 飯 田 雄 平 補助者 課長補佐 飯 村 浩 二 補助者 専門官 岡 山 豪 材 補助者 管理係長 丹 羽 賢 一 補助者 経理係長 倉 知 康 修 補助者 用度・保管物係長 秋 山 敦 敏 補助者 営繕係長 富 澤 将 文 補助者 主任事務官(管理) 岩 田 栄 司 補助者 主任事務官(管理) 堀 晶 久 補助者 主任事務官(経理) 馬 場 隆 行 補助者 主任事務官(用度) 中 村 成 宏 補助者 主任事務官(用度) 久 保 田 三 夫 補助者 主任事務官(営繕) 今 井 直 樹 補助者 事務官(用度) 中 野 智 識	久保田は4日のみ 中野は5日のみ
金沢支部	9月26日(水)	主任監査員等 企画官 飯 田 雄 平 補助者 課長補佐 飯 村 浩 二 補助者 専門官 岡 山 豪 材 補助者 管理係長 丹 羽 賢 一 補助者 主任事務官(管理) 堀 晶 久 補助者 主任事務官(経理) 阪 口 猛 学 補助者 主任事務官(営繕) 山 崎 智 識 補助者 事務官(用度) 中 野 智 識	26日：支部、地裁 27日：地裁（一部家裁） 28日：家裁
金沢地裁	27日(木)		
金沢家裁	28日(金)		
富山地家裁	10月23日(火) 24日(水)	主任監査員等 企画官 飯 田 雄 平 補助者 課長補佐 永 井 年 典 補助者 専門官 岡 山 豪 材 補助者 管理係長 丹 羽 賢 一 補助者 用度・保管物係長 秋 山 敦 敏 補助者 主任事務官(管理) 堀 晶 久 補助者 主任事務官(経理) 馬 場 隆 行 補助者 主任事務官(営繕) 今 井 直 樹	22日前泊 ※実地検査によっては日程変更の可能性あり。
福井地家裁	11月 6日(火) 7日(水)	主任監査員等 課長 寺 尾 英 明 補助者 課長補佐 永 井 年 典 補助者 専門官 岡 山 豪 材 補助者 管理係長 丹 羽 賢 一 補助者 経理係長 倉 知 康 修 補助者 主任事務官(管理) 岩 田 栄 司 補助者 主任事務官(用度) 中 村 成 宏 補助者 事務官(営繕) 和 田 井 慎 吾	
岐阜地家裁	11月21日(水) 22日(木)	主任監査員等 企画官 飯 田 雄 平 補助者 専門官 岡 山 豪 材 補助者 管理係長 丹 羽 賢 一 補助者 経理係長 倉 知 康 修 補助者 営繕係長 富 澤 将 文 補助者 主任事務官(管理) 堀 晶 久 補助者 主任事務官(用度) 久 保 田 三 夫 補助者 主任事務官(営繕) 林 誠 誠	※日帰り2日
名古屋家裁	11月29日(木) 30日(金)	主任監査員等 課長 寺 尾 英 明 補助者 企画官 飯 田 雄 平 補助者 課長補佐 永 井 年 典 補助者 専門官 岡 山 豪 材 補助者 管理係長 丹 羽 賢 一 補助者 経理係長 倉 知 康 修 補助者 用度・保管物係長 秋 山 敦 敏 補助者 営繕係長 富 澤 将 文 補助者 主任事務官(管理) 岩 田 栄 司 補助者 主任事務官(管理) 紀 平 由 香 里 補助者 主任事務官(営繕) 林 誠 誠 補助者 事務官(用度) 中 野 智 識	30日は午前中のみ
津地家裁	12月12日(水) 13日(木)	主任監査員等 課長 寺 尾 英 明 補助者 課長補佐 永 井 年 典 補助者 専門官 岡 山 豪 材 補助者 管理係長 丹 羽 賢 一 補助者 用度・保管物係長 秋 山 敦 敏 補助者 営繕係長 富 澤 将 文 補助者 主任事務官(管理) 岩 田 栄 司 補助者 主任事務官(経理) 阪 口 猛 学 補助者 主任事務官(用度) 中 村 成 宏 補助者 主任事務官(用度) 久 保 田 三 夫	※日帰り2日 中村は12日のみ 久保田は13日のみ

名高裁判第000279号

(訟ろー01)

平成24年9月19日

管内地方裁判所長 殿 (名古屋を除く。)

名古屋高等裁判所長官 山 崎 敏 充

平成24年度書記官事務等査察の査察実施者の追加について

(通知)

8月2日付け名高裁判第000227号をもって通知した標記の査察について、査察実施者(補助者)を下記のとおり追加します。

記

被査察庁	実施時期	査察実施者(補助者)	
金沢地裁(民事)	9月28日(金)	名古屋地主書	大 崎 哲 也
富山地裁(民事)	10月24日(水)	名古屋地主書	久 保 隆 一
福井地裁(民事)	11月 7日(水)	名古屋地主書	田 中 元 信
岐阜地裁(民事)	11月22日(木)	名古屋地主書	大 崎 哲 也
津地裁(民事)	12月13日(木)	名古屋地主書	久 保 隆 一

名高裁判第000290号

(訟ろー01)

平成24年10月4日

金沢支部長 殿

管内地方裁判所長 殿

管内家庭裁判所長 殿

名古屋高等裁判所長官 山崎 敏 充

平成24年度書記官事務等査察の実施者の変更について

(通知)

8月2日付け名高裁判第000227号をもって通知した査察実施者を下記のとおり変更します。

記

福井地方裁判所，福井家庭裁判所につき，

変 更 前		変 更 後	
民事部首席書記官	中 川 高 志	民事部次席書記官	荻 野 紀 生
刑事訟廷管理官	楢 原 明		

岐阜地方裁判所，岐阜家庭裁判所につき，

変 更 前		変 更 後	
民事部次席書記官	荻 野 紀 生	民事部首席書記官	中 川 高 志
刑事部訟廷事件係長	長 瀬 憲 彦	刑事部事務官	安 田 一 貴

名古屋家庭裁判所につき，

変 更 前		変 更 後	
刑事部事務官	安 田 一 貴	刑事部訟廷事件係長	長 瀬 憲 彦

津地方裁判所，津家庭裁判所につき，

	変 更 前	変 更 後
1 2 日のみ	刑事部首席書記官 川 口 真 吾	刑事部次席書記官 豊 島 幸 継
1 3 日のみ	刑事部次席書記官 豊 島 幸 継	刑事部首席書記官 川 口 真 吾

平成24年度書記官事務査察の査察等結果報告書1(改善された事項について)

本庁・支部	① 昨年度の指摘事項	② ①を改善するために行った具体的な取組等
本庁	帳簿が作成されているにもかかわらず、帳簿諸票備付経過簿に記載がされていないものがあった。原因としては、部と訟廷との連携不足が挙げられる。	帳簿の記載漏れは、直ちに是正するように指導した。また、訟廷管理官に対し、定期的に経過簿の記載を確認するように指示した。
本庁	終局後、原審へ確定記録を返還するまでに2か月を要しているものがあった。部から訟廷への引継ぎは速やかに行われており、原因は、訟廷の査閲に時間を要していることにある。	訟廷管理官に対し、早期の査閲が書記官事務の効果的な指導のために欠かせないことから、部から引き継がれたらすぐに査閲に着手できる事務処理態勢をとるように指導した。その他の対策としては、査閲の順を柔軟にして(管理官、次席、首席の順にこだわらない。)、査閲が停滞しないようにした。
支部等	帳簿諸票備付経過簿について、合てつ記載の不備や鉛筆書きが散見された。原因は、担当者の理解不足にある。	担当者に対し、誤った取扱いについて指摘し、事務処理の根拠と適切な方法を説明し、指導した。
本庁	通達「コンピュータを利用した事務処理の運用について」に基づく保存が付されていない帳簿が、複数、複数年度分あった。原因は、事務処理に関する通達等の理解不足にある。	各庁において、誤った事務処理の指摘と、正しい事務処理の方法及び根拠を説明するとともに、自庁通達等が不備な庁においては改正するよう指導した。

平成24年度書記官事務査察の査察等結果報告書1(改善された事項について)

本庁・支部	① 昨年度の指摘事項	② ①を改善するために行った具体的な取組等
支部等	名古屋高裁金沢支部の帳簿諸票の事務処理において、①保存のための引継ぎが適正でないもの、②保存に付す際の処理が適正に行われていないもの、③経過簿の記載が適正でないものが認められた。	昨年度の査察時に理解不十分な部分について根拠と事務処理方法について説明した。その後、帳簿諸票備付けに関する説明会を金沢において実施するとともに、通達等根拠に根ざした事務処理の励行に向けた意識の啓発を継続して行った。 また、帳簿諸票に関する事務処理の適正化と合理化に向けて、支部の意見を反映させた関係通達等の見直しを行った。
本庁	帳簿の備付けの不備(備え付けられていない帳簿がある(金沢地裁)、年度当初帳簿が年度途中で備え付けられている(金沢地裁、名古屋家裁、岐阜家裁))。	帳簿諸票関係事務及びこれに関する通達等の理解の重要性について、管内刑事首席書記官等事務打合せなどの協議会等の機会を利用して管理職に対して啓発を行った。 また、平成23年から5年間にさかのぼり帳簿諸票備付経過簿を点検させ、その点検結果(訂正した帳簿諸票備付経過簿の写し)を高裁に提出させて、高裁でこれを確認するという指導を行った。 これに際して、各庁の帳簿諸票事務に関する通達等の資料の整備を指示するとともに、元となる通達等に不備がある場合には、これの見直しを行わせた。 金沢地裁においては、高裁刑事部から講師を派遣して当該事務の説明会を実施した。
本庁	許された範囲を超えて帳簿が合てつされている(金沢地裁、名古屋家裁、富山家裁)。	帳簿諸票関係事務及びこれに関する通達等の理解の重要性について、管内刑事首席書記官等事務打合せなどの協議会等の機会を利用して管理職に対して啓発を行った。 また、平成23年から5年間にさかのぼり帳簿諸票備付経過簿を点検させ、その点検結果(訂正した帳簿諸票備付経過簿の写し)を高裁に提出させて、高裁でこれを確認するという指導を行った(金沢地裁、名古屋家裁)。 これに際して、各庁の帳簿諸票事務に関する通達等の資料の整備を指示するとともに、元となる通達等に不備がある場合には、これの見直しを行わせた。これにより、金沢地裁、富山家裁は通達等を改正した。 金沢地裁においては、高裁刑事部から講師を派遣して当該事務の説明会を実施した。

本庁・支部	① 昨年度の指摘事項	② ①を改善するために行った具体的な取組等
本庁	帳簿の作成日付の経過簿上の記載の漏れ(名古屋家裁, 津家裁, 富山家裁)	帳簿諸票関係事務及びこれに関する通達等の理解の重要性について, 管内刑事首席書記官等事務打合せなどの協議会等の機会を利用して管理職に対して啓発を行った。 また, 平成23年から5年間にさかのぼり帳簿諸票備付経過簿を点検させ, その点検結果(訂正した帳簿諸票備付経過簿の写し)を高裁に提出させて, 高裁でこれを確認するという指導を行った(名古屋家裁, 津家裁)。 これに際して, 各庁の帳簿諸票事務に関する通達等の資料の整備を指示した。
本庁	経過簿の斜線処理の不適切(金沢地裁, 名古屋家裁, 津家裁, 岐阜家裁, 富山家裁)	帳簿諸票関係事務及びこれに関する通達等の理解の重要性について, 管内刑事首席書記官等事務打合せなどの協議会等の機会を利用して管理職に対して啓発を行った。 また, 平成23年から5年間にさかのぼり帳簿諸票備付経過簿を点検させ, その点検結果(訂正した帳簿諸票備付経過簿の写し)を高裁に提出させて, 高裁でこれを確認するという指導を行った(金沢地裁, 名古屋家裁, 津家裁)。 金沢地裁においては, 高裁刑事部から講師を派遣して当該事務の説明会を実施した。

本庁・支部	① 昨年度の指摘事項	② ①を改善するために行った具体的な取組等
本庁	i 帳簿の引継ぎの遅延等(岐阜家裁, 金沢家裁, 富山家裁/金沢, 富山各家裁は, 事務処理にシステムを使用した場合の年度終了後の記載事件帳簿の備付けが適切でない) ii 帳簿の引継ぎ時期, 保存の始期終期の誤り(金沢地裁, 名古屋家裁, 津家裁, 岐阜家裁)	i について, 遅延していた帳簿については, 速やかな引継ぎを指示するとともに, 点検方法等について説示した。少年事件処理システムを利用した場合の帳簿諸票に関する事務の留意点やこれまで発出された通達を整理して記載した一覧表を高裁において作成し, 管内に送付したほか, i, ii を併せて, 帳簿諸票関係事務及びこれに関する通達等の理解の重要性について, 管内刑事首席書記官等事務打合せなどの協議会等の機会を利用して管理職に対して啓発を行った。 また, 平成23年から5年間にさかのぼり帳簿諸票備付経過簿を点検させ, その点検結果(訂正した帳簿諸票備付経過簿の写し)を高裁に提出させて, 高裁でこれを確認するという指導を行った(金沢地裁, 名古屋家裁, 津家裁)。 これに際して, 各庁の帳簿諸票事務に関する通達等の資料の整備を指示するとともに, 元となる通達等に不備がある場合には, この見直しを行わせた。 金沢地裁においては, 高裁刑事部から講師を派遣して当該事務の説明会を実施した。
本庁	i 帳簿が合てつされている場合の経過簿の記載の誤り(金沢地裁, 富山家裁) ii 諸票の経過簿登載年度の誤り(津家裁, 岐阜家裁)	帳簿諸票関係事務及びこれに関する通達等の理解の重要性について, 適宜の機会を利用して管理職に対して啓発を行った。 また, 平成23年から5年間にさかのぼり帳簿諸票備付経過簿を点検させ, その点検結果(訂正した帳簿諸票備付経過簿の写し)を高裁に提出させて, 高裁でこれを確認するという指導を行った。 これに際して, 各庁の帳簿諸票事務に関する通達等の資料の整備をさせた。

検索一覧

高裁 裁判所名 事件類型 事務類型 指摘事項

主たる要因 講じた措置又は指導等

備考

名古屋 名古屋 地家裁 刑事

押収物・保
管物

押収物を受け入れる際、押収物の現況に特徴がある場合には、記載すべきであるのに、これがされていないものが複数見られた。具体的には、包丁において、刃体に汚れ、欠け、湾曲等がみられたが、その旨の記載がされていないものがあった。

指導不足

KEITAS導入により押収物主任官が押収物の受入に関与しなくなったが、書記官、主任書記官等において押収物に関する知識が不足していたことから、主任書記官が参加している講評の場において、特徴に関する記載の必要性を説明するとともに、首席書記官等には、押収物に関する事務知識の向上させ取組を行うよう指導した。当該庁では、その後、主任会等で改めて、押収物受入時の特定に関して説明を行った。

他の地裁においても、査察の際に、この例を示して記載の必要性を説明した。

1124 書記官等による
直 査結果報告
本年度査察指摘事項
2

検索一覧

高裁 裁判所名 事件類型 事務類型 指摘事項

主たる要因 講じた措置又は指導等

備考

名古屋 高裁	名古屋 地家裁	民事	事件記録 の保存	事件終局後、保存に付するまでの期間が、2か月以上、要していた(地家裁3斤)。その原因は、主任、管理官等の査閲が遅れ気味であったことである。	繁忙	査閲担当者に対し、記録の査閲は、書記官事務の問題点を把握する機会であり、早期に行うことが重要であり、優先順位の高い仕事であることを再認識させるとともに、査閲の方法を工夫するよう指導した。
名古屋 高裁	名古屋 地家裁	民事	事件記録 の貸出し	内部の職員(特に、家裁調査官)に事件記録を貸し出す場合に、返還予定日を経過しても事件記録の確認を行っていない(事件記録出納簿の備考欄等に痕跡がない。)(地家裁4斤)。その原因は、担当書記官の記録の保管に対する意識が低いことにある。	指導不足	担当書記官は、貸出先が内部の職員であるため、事件記録が紛失することはないと安易に考えているところがある。記録保管は書記官の重要な職務であることを自覚させるとともに、主書等も事件記録出納簿等を定期的に確認するように指導した。
名古屋 高裁	名古屋 地家裁	民事	事件記録 の保管	判決書渡前の判決原本と判決正本を事件記録にはさんで保存していた(地家裁2斤)。その原因は、担当書記官が事務の効率化を優先し、情報が外部に漏れることの危機意識を欠いていることにある。	その他	担当書記官に、官渡前の判決書の情報が誤って外部に漏れることの危険性を説明し、直ちに判決原本等と事件記録等を別保管する措置を講じさせた。
名古屋 高裁	名古屋 地家裁	民事	進行管理(記録化)	提出書類の任意補正の指示、当事者への各種照会等の進行管理を行ったものの、事件記録上その形跡を明らかにしていないものがあつた(4斤)。その原因は、事件記録上、事件の進行状況が明らかになっていることは重要であるところ、担当書記官の事件記録を作成するという意識が低いことにある。	その他	進行管理の状況が記録化されていないまま、当事者等から、補正や回答等がないと、事件記録上、適切な事務処理がされていないということになるほか、担当者が替わった場合に、引継ぎが不十分になるおそれがあることを説明し、記録化するよう指導した。